

福岡県公報

令和6年8月2日
第518号

目次

告示(第482号-第494号)

| | | |
|-------------------------------|-----------|---|
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 1 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 | (保護・援護課) | 5 |
| ○解除予定保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 6 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 6 |
| ○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更 | (住宅計画課) | 6 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 6 |
| ○宅地建物取引業者の事務所の不確知 | (建築指導課) | 6 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 7 |

| | | |
|-------------------------------|-----------|---|
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 7 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 7 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 8 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 8 |

公安委員会

| | | |
|------------------------------------|-------------|----|
| ○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) | 9 |
| ○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) | 9 |
| ○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 | (警察本部生活保安課) | 10 |
| ○クロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) | 10 |
| ○クロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) | 11 |

告 示

福岡県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| | | |
|--------------|------|---|
| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
| 八女 | 442号 | 八女市矢部村北矢部10528番先から 八女市矢部村北矢部10844番1先まで |

福岡県告示第483号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱717の4、717の5、725の6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

犀川帆柱717の4・717の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種類 | 路線名 | 変更 前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------------|-----------|-------|-----------|--|------------------|--------------|
| 田川 | 県道 | 八香女春線 | 前 | 田川郡添田町大字野田1100番1先から 田川郡添田町大字野田1106番1先まで | 7.5 ～ 39.1 | 40.0 |
| | | | 後 | 田川郡添田町大字野田1100番1先から 田川郡添田町大字野田1106番1先まで | 5.7 ～ 6.2 | 40.0 |

福岡県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------------|------|---|
| 北九州 | 直方屋線 | 遠賀郡遠賀町大字広渡1268番1先から 遠賀郡遠賀町大字広渡1250番先まで |

福岡県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|-------------------------|---------------------------|---------|
| 宰生117 | 医療法人社団泰恵会山野皮ふ科医院 | 太宰府市通古賀三丁目13-13 西都ビル102号室 | R6・6・1 |
| 大野生158 | ありかわ内科クリニック | 大野城市大城三丁目1-6 | R6・6・1 |
| 大野生159 | けいゆうメディカルクリニック 内科 循環器内科 | 大野城市紫台2-10-1 F | R6・6・2 |
| み生41 | 植田医院 | みやま市山川町尾野2040 | R6・6・1 |
| 嘉麻生35 | ひばり長家クリニック | 嘉麻市漆生1416-3 | R6・6・1 |
| 宗遠生32 | 医療法人福岡・みずまき母と子の心療所 | 遠賀郡水巻町猪熊八丁目18-28 | R6・6・1 |
| 柏生歯89 | あつし歯科医院 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲714-6 | R6・6・1 |
| 小生歯68 | ナゴミデンタル | 小郡市三沢3901-7 | R6・7・1 |
| う生歯20 | ふかまち歯科クリニック | うきは市吉井町生葉字塚本1096-1 | R6・6・1 |
| み生歯26 | 安西歯科医院 | みやま市瀬高町小川52-3 | R6・6・12 |
| 春生訪21 | ゆう訪問看護ステーション大野城 | 春日市春日公園七丁目71 原大ビルⅡ3号室 | R6・6・1 |
| 朝倉生訪8 | 訪問看護ステーション リアンド甘木 | 朝倉市甘木1785-1-201 | R6・6・8 |

福岡県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|-------|---------|-------------|---------|
| 行生歯55 | 一之瀬歯科医院 | 行橋市大字上津熊2-1 | R6・5・20 |

2 廃止

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|-------------------------|--------------------------------|---------|
| 像生42 | 平塚胃腸科外科医院 | 宗像市自由ヶ丘二丁目7-5 | R6・5・21 |
| 像生167 | やまね眼科医院 | 宗像市自由ヶ丘三丁目16-14 | R6・6・27 |
| 宰生66 | 医療法人山野皮ふ科医院 | 太宰府市通古賀三丁目13-13 | R6・5・31 |
| 大野生145 | ありかわ内科クリニック | 大野城市大城三丁目1-6 | R6・5・31 |
| 大野生112 | 久富内科医院 | 大野城市牛頸三丁目2-5 | R6・5・31 |
| 大野生148 | けいゆうメディカルクリニック 内科 循環器内科 | 大野城市紫台2-10 BELLFLOWER BLDG 1 F | R6・6・1 |
| 大川生54 | 田中クリニック | 大川市大字三丸1442-1 | R6・5・31 |
| み生20 | 植田医院 | みやま市山川町尾野2040 | R6・5・31 |
| 嘉麻生34 | ひばり長家クリニック | 嘉麻市漆生1416-3 | R6・5・31 |
| 宗遠生29 | 福岡・みずまき 母と子の心療所 | 遠賀郡水巻町猪熊八丁目18-28 | R6・5・31 |
| 柏生歯68 | あつし歯科医院 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲714-6 | R6・5・31 |

| | | | |
|--------|---------------------|------------------------|---------|
| う生歯17 | ふかまち歯科クリニック | うきは市吉井町生葉字塚本1096-1 | R6・5・31 |
| み生歯12 | 安西歯科医院 | みやま市瀬高町小川52-3 | R6・6・11 |
| 飯生歯58 | 時枝歯科医院 | 飯塚市立岩1340-2 | R6・5・31 |
| 中生歯55 | 鷹羽デンタルクリニック | 中間市東中間一丁目3-7-7 Kタウン | R6・6・10 |
| 行生歯55 | 一之瀬歯科医院 | 行橋市大字上津熊2-1 | R6・6・1 |
| 飯生薬184 | I & H 飯塚薬局 | 飯塚市弧田西三丁目6-1 ゆめタウン飯塚1階 | R6・6・15 |
| 筑紫生訪14 | まんぶく訪問看護リハステーション筑紫野 | 筑紫野市二日市西二丁目1-7 高田店舗4号室 | R6・5・31 |

福岡県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------------------|------------------------|--------------------|---------|
| 像生142 | 医療法人コールメディカルクリニック福岡 | コールメディカルクリニック福岡 | 宗像市公園通り一丁目9-3 | R6・4・1 |
| 豊生83 | きくち内科クリニック | きくち整形外科内科 | 豊前市大字吉木440-1 | R6・4・1 |
| 春生訪4 | 福岡徳洲会訪問看護ステーションやよい | 福岡徳洲会訪問看護リハビリステーションやよい | 春日市須玖北四丁目5 徳洲会病院4階 | R2・10・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|-------------------------|--------------|-----------------|----------|
| 粕生2 | 医療法人井上会篠栗病院 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 糟屋郡篠栗町田中一丁目10-1 | R5・11・11 |
| 粕生歯21 | 医療法人井上会篠栗病院（歯科） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 糟屋郡篠栗町田中一丁目10-1 | R5・11・11 |
| 北生訪7 | 医療法人井上会 訪問看護ステーション さわやか | 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | 糟屋郡篠栗町田中一丁目10-1 | R5・11・11 |

福岡県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 指定年月日 |
|--------|---------------------|------------------------------------|---------|
| 春生柔71 | 中島 保幸（中島整骨院） | 春日市須玖南一丁目172 糸山ビル1階 | R6・6・19 |
| 福津生柔59 | 永濱 裕也（福津オレンジ屋根の整骨院） | 福津市中央六丁目20-17 | R6・6・20 |
| 粕生柔228 | 松生 真樹（エミライズ新宮整骨院） | 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目8-8 R J R 新宮中央駅前施設202 | R6・5・1 |
| 宗遠生柔62 | 山口 紘史（Me Time 整骨院） | 遠賀郡岡垣町東高陽三丁目1-8 | R6・6・25 |
| 小生はき17 | 山本 麻起（ぶらす治療院 小郡店） | 小郡市井上1027-5 | R6・6・1 |
| 粕生はき44 | 高橋 光昭（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5 | R6・6・1 |

| | | | |
|--------|---------------------|-----------------|--------|
| 粕生はき45 | 松尾 雅也（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5 | R6・6・1 |
| 粕生はき46 | 宮地 佑弥（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5 | R6・6・1 |
| 粕生はき47 | 中司 蓮（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5 | R6・6・1 |
| 粕生はき48 | 柴田 美里（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） | 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5 | R6・6・1 |

福岡県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-----------------|-------------|--------|
| 小生柔48 | 来間 博之（堺整骨院 小郡院） | 小郡市小坂井118-1 | R6・6・1 |

福岡県告示第491号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字道角山3326の7、3326の8
- 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養

- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|----------------|-------|--|-------------------|--------------|
| 飯塚 | 県道 | 飯塚 停車場 線 | 前 | 飯塚市菰田西一丁目265番29先から 飯塚市菰田西一丁目286番29先まで | 18.0 ～ 31.8 | 165.6 |
| | | | 後 | 飯塚市菰田西一丁目265番29先から 飯塚市菰田西一丁目286番29先まで | 18.0 ～ 31.8 | |

福岡県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|---------------|-------|---|-------------------|--------------|
| 南筑後 | 県道 | 高山 田川 線 | 前 | みやま市高田町今福1127番1先から みやま市高田町今福1024番先まで | 11.4 ～ 16.5 | 344.5 |
| | | | 後 | みやま市高田町江浦5番先から みやま市高田町今福1024番先まで | 12.0 ～ 18.0 | |

福岡県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|-------------------------------------|
| 南筑後 | 高田山川線 | みやま市高田町江浦5番先から みやま市高田町今福1024番先まで |

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市北泉二丁目18番1、18番3、18番4、19番1、19番2、20番、21番1、21番4、21番5、22番及び23番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮崎県宮崎市柳丸町52番地
合資会社江坂商会
代表社員 境田 純代

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112

号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 支援法人の名称 | 変更に係る事項 | 旧 | 新 | 変更年月日 |
|------------------------|----------------|----------------------------|---------------------------------|-----------|
| 一般社団法人 家財整理相談 窓口 | 支援法人の住所 | 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11F | 東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル18階 | 令和6年8月13日 |
| | 支援業務を行う事務所の所在地 | 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11F | 東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル18階 | 令和6年8月13日 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字西内畑481番1、481番3から16まで及び483番12並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区上牟田二丁目11番24号
大和ハウス工業株式会社 九州支社
支社長 財津 高広

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 免許番号 | 商号及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|---------------------|----------------------------|---------------------------|
| 福岡県知事(3) 第17388号 | 株式会社ケイティホーム 代表取締役 津村 康介 | 柳川市三橋町今古賀12-1 江口第一ビル1F |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年7月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめタウン遠賀
 - 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外15者 | 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外16者 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年7月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめタウン行橋
 - 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外63者 | 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外59者 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年7月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめタウン筑紫野
 - 所在地 筑紫野市針摺30番21外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外41者 | 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外41者 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年7月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめタウン南行橋
 - 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外9者 | 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外11者 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和6年7月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

| 変更前 | 変更後 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| (仮称)古賀花見東店舗計画 古賀市花見東四丁目1923番1外 | スーパーセンタートライアル古賀花見店 古賀市花見東四丁目13番28号 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩師吉字大石6番2及び6番18から6番27まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区百道浜四丁目31番10号 - 103

ロハス・ライフ株式会社

代表取締役 井手口 浩士

公安委員会

福岡県公安委員会告示第178号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年9月25日（水） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

| 時間 | 科目 |
|------------------|--|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時30分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第179号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和6年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

| 日時 | 場所 | 開催警察署 |
|---------------------------------|---------------------------------|--------|
| 令和6年9月13日（金） 午後1時30分～午後4時30分 | 北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室 | 八幡東警察署 |
| 令和6年9月18日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室 | 南警察署 |
| 令和6年9月30日（月） 午後1時30分～午後4時30分 | 八女市本町465番地 八女警察署 会議室 | 八女警察署 |

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第180号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年8月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 令和6年10月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 18名 |
| 令和6年10月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 18名 |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|-----|-----|------|--------|
| | | | |

| | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------|-----|
| 令和6年10月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口徑 ライフル射撃 | 15名 |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------|-----|

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第181号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和6年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和6年9月8日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|------------------------------------|
| 午前10時00分～午後3時30分 | クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する審査 |
| 午後4時30分～午後5時30分 | 審査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第182号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和6年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和6年9月15日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に

受講希望者に連絡することとなるので注意すること。